

学童保育所の運営方法について

1. 経緯

白井市の学童保育所は、「保護者負担の軽減」と「安定的な運営と一定水準のサービスの確保」を目的として、平成29年度から運営業務を委託しており、運営業務委託導入の検討の際に、令和3年度からの指定管理者制度への移行を視野に入れ、運営方法を検討することとしたが、財産管理の問題や業務委託との比較等、委託開始から2年程度で結論を出すことが困難であったため、令和3年度から5年間は業務委託を継続することとし、その期間中に再度方針を決定することとしていた。

2. 今後の方針の検討

以下のとおり業務委託と指定管理者制度の比較を行ったところ、現状でも第三者への委託を行う主目的である「安定的な運営と一定水準のサービスの確保」は達成できていること、住んでいる場所で学童保育所が決まるもので選択に制限がある性質であること、コスト的なメリットが無いことから、**現在の業務委託を今後も継続する方針**として決定したい。

『業務委託』と『指定管理者制度』の比較検討

○主な違い

		運営委託（現状）	指定管理者制度
事業の実施主体		市	
施設 （設置管理条例の有無）		無（普通財産）	有（行政財産：公の施設）
契約方法		『業務委託』 ※一部委託	『指定管理者制度』 ※事業及び施設の管理運営
運営主体		業務受託者	指定管理者
受託者の選定方法等		公募 （プロポーザル）	公募選定後 ↓ 議会の承認
権限・業務範囲等	運営規定 （保育料・開所時間等）	市統一基準	市統一基準 ※規定の範囲内で開所時間や利用料の変更が可能なのが指定管理者制度の特徴ではあるが、学童保育所においては、一定のサービス水準の維持という点で、それらの変更は認められない。
	入所の承諾	市	指定管理者
	保育料徴収	市	指定管理者 （利用料金制）
	軽微な修繕 備品購入等	市	指定管理者

○指定管理者導入による市にとってのメリット・デメリット

メリット	入所判定、料金徴収、軽微な修繕・備品購入に係る事務の軽減（現在行っている学童保育業務の大半がこれらの業務）
デメリット	市の費用負担が多くなる

《補足》

- 住んでいる場所で学校及び学童保育所が決まってしまうという選択の自由が無い中、保育という観点では市内で一定のサービス水準を維持する必要があり、運営の標準化が求められることから、**運営事業者による独自性は限定的なものとなる。**
また、保育以外の部分においては、現時点の委託でも、それぞれの事業者による独自性を活かしたものとなっていることから、指定管理者制度に移行したとしても、**今以上の事業者の独自性を活かした運営は難しい。**
このため、指定管理者へ移行した場合でも現状とほとんど変わらず、指定管理の特徴が活かさないため、**指定管理者制度へ移行する意義はかなり薄い**と考えられる。
- 現在、学童保育所の運営は二つの事業者に委託しており、指定管理者制度に移行するとしても同様となる見込みであるが、それぞれの事業者に対して事務増加分の費用を見込まなければならず、費用設計をするにあたっては、現在の保育課における学童保育所関連の業務量を踏まえて考えると、費用の削減ができるとは考えにくい。実際に参考で見積もりをもらったところ、現在の委託料が年間196,800,000円（2事業者分合計）であるのに対し、指定管理では年間223,685,000円で、26,885,000円増という結果であり、**現在の保育課担当職員の人件費と比較しても大きい増となっている。**